

意見募集案件	北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の一部改正
担当課	保健福祉部福祉課 電話 011-372-3311 内 800

意見募集期間	平成 24 年 12 月 15 日(土)から平成 25 年 1 月 15 日(火)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所(保健福祉部福祉課)及び各出張所 ◇北広島市団地住民センター、エルフィンパーク ◇中央公民館、図書館、大曲ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ
意見の提出方法・ 提出先	・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)
	保健福祉部福祉課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-373-6805 電子メールアドレス: fukushi@city.kitahiroshima.hokkaido.jp
検討結果の公表予 定時期	平成 25 年 2 月頃 ※検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表します。
対象となる政策等 の内容	(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 犯罪被害に遭ったことで、生命や身体、財産への直接的な被害に加え、心の傷や社会からの孤立、経済的困窮など、多岐にわたる問題を抱えている犯罪被害者等(被害者、家族、遺族)を支援するため、「北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」の一部を改正し、条例に規定することにより、犯罪被害者等基本法に基づく市の責務を明らかにします。 (2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 別添ファイルのとおり (3) その案の根拠となる法令の規定 犯罪被害者等基本法 (4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 犯罪被害者等の支援施策の推進
対象となる政策等 の原案	・条例一部改正案、関係法令等の抜粋
その他	・パブリックコメント後のスケジュール 北広島市議会 平成25年第1回定例会に提案し、平成25年4月1日施行予定